

運 営 規 程

事業所名 株式会社ケアリンク

サービスの種類 特定(介護予防)福祉用具販売

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアリンクが開設する、株式会社ケアリンク（以下『事業所』という。）が行う特定(介護予防)福祉用具販売の事業（以下『事業』という。）

の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（以下『専門相談員』という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具を販売することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその在宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 株式会社ケアリンク

(2) 所在地 静岡県牧之原市静波 1563 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 専門相談員 2名以上

専門相談員は、福祉用具販売計画の作成を行い、特定(介護予防)福祉用具販売の相談、提供に当たるものとする。

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日迄とする。(日曜祝祭日を休業とするほか年末年始12/29～1/4 も休業とする。)

(2) 営業時間 午前 8:30～午後 5:30 迄とする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 特定(介護予防)福祉用具販売の内容は次のとおりとし、特定(介護予防)福祉用具販

売した場合の利用料の額は、別添カタログによるものとし、当該特定(介護予防)福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときの利用料は、厚生労働大臣が定める割合の額とする。

- (1) 取り扱う種目 腰掛便座・自動排泄処理の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分
- (2) 提供方法 特定(介護予防)福祉用具販売に当たっては、販売する特定(介護予防)福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検をし、搬入、設置は当事業所が行う。その際、利用者の心身の状況、希望等を踏まえ、特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等について説明し文書に記名捺印を受ける。

2. 次条の通常事業の実施地域を越えて行う特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道 1km あたり、20 円とする。
- (2) 上記区間で有料道路等の場合は、実費を徴収するものとする。

(通常事業の実施区域)

第7条 通常事業の実施地域は、吉田町・牧之原市・御前崎市・菊川市・焼津市・島田市・藤枝市の区域とする。

(衛生管理等)

第8条 事業所の管理者は、従業員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

第9条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 従業員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアリンクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 虐待防止の為の措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

第11条 感染症予防の取り組み

事業所は、当事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

附則

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。